



安全衛生通信

【令和6年12月号】

北海道労働局

年末年始無災害運動

本年度も令和6年12月1日から令和7年1月15日まで年末年始無災害運動が実施されます。

本運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動です。

本年度の年末年始無災害運動は、

**今年もやいます！
基本作業の徹底
年末年始も無災害**

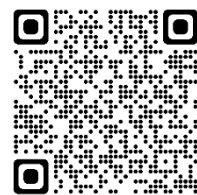


労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

を標語として展開します。

この運動を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えましょう。

※ 年末年始無災害運動の実施要綱及びリーフレットは、右のコード又はURLからダウンロードできます。



<https://www.jisha.or.jp/campaign/musaigai/index.html>

労働安全衛生関係の一部手続 の電子申請が義務化されます

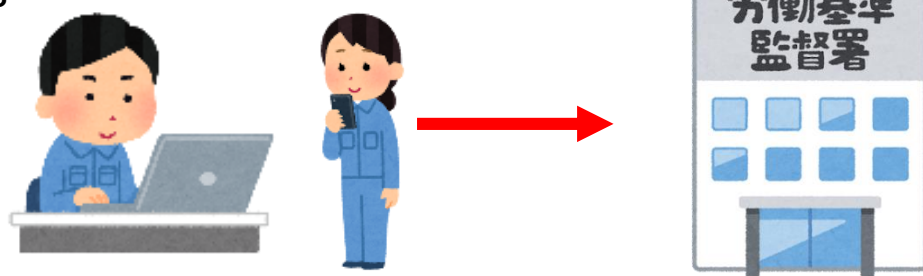
令和7年（2025年）1月1日より以下の手続きについて、電子申請が原則義務化されます。

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

※ 電子申請の義務化と併せて労働者死傷病報告の報告事項が改正されます。

※ 電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

※ 電子申請は、スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きができます。



※ 電子申請の詳細は右のコード又はURLから確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html



この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。